

東日本大震災で発生した瓦礫処理受け入れに関する決議

昨年 3 月 11 日発生した東日本大震災の津波により、倒壊した家屋や海水を被った家財等の災害廃棄物は膨大な量となっている。

被災地を抱える岩手・宮城の両県では全力で処理に取り組んでいるものの、処理施設の不足で 1 年経過した現在でも全体の 6 % しか処理できていない状況にある。

その量は、岩手県で通常の約 11 年分、宮城県で通常の約 19 年分にも達していると言われ、被災地の復旧と復興に向けて大きな障害となっているこの膨大な瓦礫の処理なくして、被災地の真の復興はあり得えない。

政府は全国の自治体に対して協力を呼びかけているものの、福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の恐れといった要因も加わり、受け入れが一向に進んでいないのが実情である。

全国の自治体の協力がなければ、復旧・復興は遅々として進まず、被災地の方々の苦悩は十数年続くこととなり、全国民の理解と協力による瓦礫の一日も早い処理が求められている。

このような状況に鑑み、本市議会は本市に対し、放射能汚染検査をクリアした通常の廃棄物相当と判断されるものについて、処理受け入れ表明をすることを要請する。

尚、受け入れに際しては、国・県・関係機関を通じ入手した放射線の影響を検証した情報を開示し、市民への説明責任を履行するとともに、放射性物質濃度を国の基準以下にするなどの検討も併せて要請する。

以上、決議する。

平成 24 年 3 月 23 日